

**改正**

昭和49年9月30日条例第39号

昭和50年10月14日条例第20号

昭和51年9月28日条例第30号

昭和52年9月30日条例第24号

昭和53年9月30日条例第29号

昭和54年7月27日条例第22号

昭和55年9月30日条例第26号

昭和56年9月30日条例第25号

昭和57年9月30日条例第27号

昭和58年9月29日条例第17号

昭和59年9月28日条例第19号

昭和60年9月27日条例第26号

昭和61年9月25日条例第31号

昭和62年9月30日条例第21号

昭和63年9月30日条例第18号

平成元年9月30日条例第40号

平成2年9月27日条例第33号

平成3年3月28日条例第12号

平成4年3月30日条例第17号

平成5年3月31日条例第11号

平成6年3月31日条例第10号

平成7年3月31日条例第13号

平成8年3月29日条例第7号

平成10年3月31日条例第12号

平成10年12月21日条例第37号

福生市児童育成手当条例

福生市児童手当条例（昭和44年条例第29号）の全部を改正する。

(目的)

**第1条** この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(児童育成手当の趣旨)

**第2条** 児童育成手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(用語の定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者 児童を扶養(監護し、かつその生計を主として維持することをいう。以下同じ。)する父若しくは母又は父母に扶養されない児童を扶養するものをいう。

(2) 18歳に達した日の属する年度の末日 18歳に達した日以後における最初の3月31日をいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(支給要件)

**第4条** 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する児童(以下「支給要件児童」という。)の保護者であって、福生市の区域内に住所を有するものに支給する。

(1) 父又は母が死亡し、若しくは市規則で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童

(2) 20歳未満の児童であって、別表第1に定める程度の障害を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 保護者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市規則で定める額以上であるとき。

(2) 支給要件児童が市規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 支給要件児童(前項第1号に該当する支給要件児童に限る。)が父及び母と生計を同じく

しているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が前項第1号に規定する市規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。）。

（児童育成手当の種類及び額）

**第5条** 児童育成手当は、月を単位として支給するものとし、その種類及び種類ごとの額は、支給要件児童の区分に応じて、別表第2のとおりとする。

2 保護者が、育成手当及び障害手当の支給対象者となるときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

（受給資格の認定）

**第6条** 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）が、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。

（支給期間及び支払期月）

**第7条** 手当は、前条に基づく受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

（1）支給要件児童について、東京都の区域内の他の特別区又は市町村においてこの条例に基づく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から15日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があったときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

（2）災害その他やむを得ない事由により受給資格の認定の申請をすることができなかった場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により受給資格の認定の申請をすることができなくなった日の属する月の翌月

3 手当は、毎年2月、6月及び10月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

（手当額の改定）

**第8条** 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の

額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。

3 前条第2項第2号の規定は、第1項の規定に基づく増額の改定について準用する。

(未支払の手当)

**第8条の2** 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が扶養していた支給要件児童であった者にその未支払の手当を支払うことができる。

(支払の調整)

**第9条** 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給として支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらずその事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても同様とする。

(手当の返還)

**第10条** 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

**第11条** 手当の支給を受けている者は、市規則で定めるところにより、市長に必要事項を届け出なければならない。

(委任)

**第12条** この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、昭和47年4月1日から、附則第4項の規定は公布の日から施行する。
- 2 第7条第3項の規定にかかわらず、昭和47年6月に支給する手当は、同年3月分、4月分及び5月分とする。
- 3 この条例による改正前の福生市児童手当条例（昭和44年条例第29号）第5条の規定に基づき受給者資格の認定を受けた者であって、第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けることができるものは、同条の規定により受給資格の認定を受けたものとみなす。（以下「みなす受給資格者」という。）
- 4 昭和47年1月1日において手当の支給要件に該当すべき者又はみなす受給資格者となるべき者

であって、この条例の施行によって手当額の増額の改定を要すべき者は、同日前においても当該手当について、第6条の規定に基づく受給資格の認定又は手当額改定の認定の申請をすることができる。

- 5 前項の規定に基づいて行われた申請は、昭和46年12月中に行われた申請とみなす。
- 6 昭和47年1月1日において、現に手当の支給要件に該当している者若しくはみなす受給資格者であって、この条例の施行によって手当額の増額改定を必要とする事由に該当している者又は同日後同年2月29日までの間に、手当の支給要件に該当するに至った者若しくはみなす受給資格者であって、この条例の施行によって手当額の増額改定を必要とする事由に該当するに至った者が、同年3月31日までの間に第6条の規定に基づく受給資格の認定又は手当額改定の認定の申請をしたときは、その者に対する手当（増額改定に係るものにあつては当該増額部分）の支給、第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、同年1月又はその者が手当の支給要件に該当するに至った日若しくは手当額の増額改定を必要とする事由に該当するに至った日の属する月の翌月から支給する。

**附 則**（昭和49年9月30日条例第39号）

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年9月以前の月分として支給すべき、この条例による改正前の福生市児童手当条例（昭和46年条例第29号。以下「旧条例」という。）の規定による児童手当の支給については、なお、従前の例による。
- 3 旧条例第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者（前項の規定により、この条例施行の日以後において、旧条例に基づく受給資格の認定を受けることとなつた者を含む。）であつて、この条例による改正後の福生市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）による手当の支給を受けることができるものは、この条例による受給資格及び手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 4 昭和49年9月中にした旧条例第6条の規定による認定の申請は、新条例第6条の規定に基づく認定の申請とみなす。

**附 則**（昭和50年10月14日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月以降の月分の手当から適用する。

**附 則**（昭和51年9月28日条例第30号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年9月30日条例第24号）

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和53年9月30日条例第29号）

- 1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、昭和53年6月1日から適用する。
- 2 昭和53年5月以前の月分の手当の支給の制限及び同年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和54年7月27日条例第22号）

この条例は、昭和54年10月1日から施行し、昭和54年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和55年9月30日条例第26号）

この条例は、昭和55年10月1日から施行し、昭和55年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和56年9月30日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、昭和56年10月分の手当から適用し、同年9月以前の月分の手当は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和57年9月30日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、昭和57年10月分の手当から適用し、同年9月以前の月分の手当は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和58年9月29日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、昭和58年10月分の手当から適用し、同年9月以前の月分の手当は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和59年 9 月28日 条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、昭和59年10月分の手当から適用し、同年 9 月以前の月分の手当は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和60年 9 月27日 条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、昭和60年10月分の手当から適用し、同年 9 月以前の月分の手当は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和61年 9 月25日 条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、昭和61年10月分の手当から適用し、同年 9 月以前の月分の手当は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和62年 9 月30日 条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、昭和62年10月分の手当から適用し、同年 9 月以前の月分の手当は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和63年 9 月30日 条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、昭和63年10月分の手当から適用し、同年 9 月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

**附 則**（平成元年 9 月 30 日 条例第 40 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、平成元年 10 月分の手当から適用し、同年 9 月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 2 年 9 月 27 日 条例第 33 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、平成 2 年 10 月分の手当から適用し、同年 9 月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 3 年 3 月 28 日 条例第 12 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、平成 3 年 4 月分の手当から適用し、同年 3 月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 4 年 3 月 30 日 条例第 17 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）別表第 2 の規定は、平成 4 年 4 月分の手当から適用し、同年 3 月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

- 3 平成 4 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までの間は、新条例第 4 条第 1 項第 1 号中「18 歳に達した日の属する年度の末日以前」とあるのは、「昭和 51 年 4 月 2 日以後に生まれた児童及び義務教育終了前（15 歳に達した日の属する学年の末日以前をいう。ただし、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する期間を含む。）」と読み替えるものとする。

- 4 改正前の福生市児童育成手当条例第 6 条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であって、



新条例による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格及び手当の額の認定を受けたものとみなす。

- 5 新条例第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、義務教育を終了した児童で昭和51年4月2日以後に生まれたものを新条例第4条第1項第1号の支給要件児童として、平成4年4月1日から同年6月30日までの間に、新たに受給資格及び手当額の認定の申請をした者に対する育成手当の支給は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める月から行う。

(1) 平成4年4月1日において、新条例第4条の規定によって育成手当の支給を受けることができる者（以下「受給該当者」という。） 平成4年4月

(2) 平成4年4月2日から同年6月30日までの間に受給該当者となった者 受給該当者となった日の属する月の翌月

**附 則**（平成5年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、平成5年4月分の手当から適用し、同年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

**附 則**（平成6年3月31日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、平成6年4月分の手当から適用し、同年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

**附 則**（平成7年3月31日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、平成7年4月分の手当から適用し、同年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

- 3 新条例第4条第2項の規定は、平成7年6月分の手当から適用し、同年5月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、平成8年4月分の手当から適用し、同年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市児童育成手当条例第3条第2項及び第4条第2項の規定は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお、従前の例による。

附 則（平成10年12月21日条例第37号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

障害の区分及び程度

区分	程度
知的障害者	精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの
身体障害者	身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち2級以上であるもの
脳性麻痺又は 進行性筋萎縮 症を有する者	

別表第2（第5条関係）

児童育成手当の種類及び額

種類	支給要件児童の区分	支給要件児童1人当た
----	-----------	------------

		り月額
育成手当	第4条第1項第1号に該当する児童	13,500円
障害手当	第4条第1項第2号に該当する児童	15,500円